明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔官庁報告〕
官庁事項
犯罪被害者等基本計画の変更について（国家公安委員会）　一
国家試験
CBTによる平成二十七年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、日本郵政共済組合定款の一部変更、日本私立学校振興・共済事業団共済規程等の一部変更、司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決、厚生年金基金変更・清算結了・清算人退任、企業年金基金設立・解散・清算人就任関係　四五
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　四九
会社その他
会社決算公告　五〇

## 官庁報告

### 官庁事項

犯罪被害者等基本計画を平成二十八年四月一日に変更したので、犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第五項の規定により準用される同条第四項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年五月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

第３次犯罪被害者等基本計画

はじめに

平成16年12月の「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）の制定から10年余りが経過した。

基本法は、「犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった」（基本法前文）との認識の下、「国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない」（基本法前文）として制定された。

基本法に基づき、平成17年12月に犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定。以下「第１次基本計画」という。）、平成23年３月には第２次犯罪被害者等基本計画（平成23年３月25日閣議決定。以下「第２次基本計画」という。）がそれぞれ策定され、我が国の犯罪被害者等施策は大きく進展した。

例えば、第１次基本計画及び第２次基本計画を通じた重点課題の一つである「損害回復・経済的支援等への取組」に関しては、第１次基本計画下において、犯罪被害給付制度の拡充や損害賠償命令制度の創設等が図られ、第２次基本計画下では、犯罪被害給付制度の更なる拡充が行われたほか、カウンセリング費用の公費負担制度については、国の支援・関与の下での全国展開等を盛り込んだ「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」（平成27年４月２日犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会）が取りまとめられ、同報告書で示された提言を実現していく方向で、一定の改善を図っていくこととなった。

また、「刑事手続への関与拡充への取組」に関し、第１次基本計画の下で導入された被害者参加制度は、第２次基本計画において、被害者参加人に対する旅費等の支給及び被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件の緩和により、一層充実した制度となった。

「支援等のための体制整備への取組」に関しては、地方公共団体における犯罪被害者等支援体制の整備が促進され、第１次基本計画下で全ての都道府県に犯罪被害者等のための総合的対応窓口が整備された。第２次基本計画下では、市区町村においても窓口の設置が促進され、平成27年４月現在、約90％の市区町村に総合的対応窓口が整備された。

このように、第１次基本計画及び第２次基本計画の下で、犯罪被害者等施策は着実に進展してきた。

しかしながら、第１次基本計画及び第２次基本計画の推進により、犯罪被害者等の抱える問題が全て解決したわけではない。犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等からは、依然、広範囲・多岐にわたる要望意見が寄せられている。

また、犯罪被害者等の属性や被害の類型等によっては、自ら被害を訴えることが困難で、支援の手が十分に行き届いていない犯罪被害者等も存在する。そうした犯罪被害者等の声なき声にも耳を傾けなければならない。